

船舶事故調査報告書
(通常案件・特別様式)

平成21年6月18日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

委員 楠木 行雄

委員 横山 鐵男(部会長)

委員 山本 哲也

事故名	漁船 ^{かめきち} 亀吉丸 転覆
発生年月日時刻	不明(平成20年11月21日06時30分ごろ船長が死亡したものと考えられる。)
発生場所	不明(船体発見場所は、千葉県鴨川市鴨川漁港東南東方沖合1,500m付近(概位 北緯35°05.3 東経140°07.3)であった。)
事故調査の経過	調査の概要: 平成20年11月21日、本事故の調査を担当する主管調査官(横浜事務所)ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種・船名等 総トン数・L×B×D・船質 機関・進水年月日	漁船 亀吉丸、漁船登録番号 CB3 - 83617、個人所有 0.4トン、5.18m×1.49m×0.58m、FRP ガソリン機関、60kW、平成19年11月9日(登録年月日)
気象・海象	気象:天気 晴れ、風向 西南西、風速 (平均)5.5m/s、(最大瞬間)12.6m/s 海象:波高 約2m 特記事項:千葉県南部に強風、波浪注意報が発表されていた。
乗組員等に関する情報	船長 男性 78歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年7月9日、免許証交付日 平成18年4月10日(同24年3月22日まで有効)
死亡・行方不明者	死亡 1人(船長)
損傷	船首部かんざし、スパンカ、船外機等損傷
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成20年11月21日05時30分ごろえび刺し網を揚げる目的で、僚船数隻とともに千葉県鴨川漁港を発したが、僚船と別れて同漁港の東南東方にある海獺島付近の漁場に向かった。その後、僚船は、天候が悪化したため、操業を断念して帰港した。僚船船長は、本船の帰りが遅いことに不審を抱き、06時50分ごろ海獺島付近を捜索したが、手がかりが得られず、いったん同漁港に引き返し、漁業協同組合経由で海上保安庁及び救難所に捜索を要請した。その後、海上保安庁のヘリコプターや他の漁船等が加わり捜索を行っていたところ、08時05分ごろ海獺島東方沖合100m付近でプロペラに漁網が絡んだ状態で転覆している本船が発見された。

	<p>また、船長は、12時36分ごろ海獺島の北東方約4kmの鴨川市^{あまつ}天津漁港沖合で発見されたが、搬送された病院で死亡が確認された。</p> <p>死亡推定時刻は06時30分ごろで、死因は溺水と検案された。</p>	
その他の事項	<p>船長は、日頃、救命胴衣を着用していたが、天津漁港沖合で発見されたとき、救命胴衣を着用していなかった。</p>	
分析	<p>気象・海象の関与</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>プロペラに漁網が絡んでいたこと及び強風、波浪注意報が発表されていたことから、揚網作業中に漁網がプロペラに絡まって操縦不能となり、その状態で増勢した風波を受けて転覆した可能性があると考えられる。しかし、目撃者がいないことから、転覆の原因を明らかにすることはできなかった。</p> <p>なお、船長は、発見時に救命胴衣を着用していなかったが、日頃、救命胴衣を着用していたことから、当日も持参していたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が千葉県鴨川漁港の東南東方にある海獺島付近において、強風、波浪注意報が発表されている状況下、揚網作業中に転覆したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	